

遺跡の変遷

福原長者原官衙遺跡は、発掘調査の結果、3段階の変化があったことがわかりました。

I期 7世紀末頃（飛鳥時代）に役所が設置された最初の段階です。幅3mの大溝が東西130m、南北135m以上の敷地を囲んでいます。この段階で既に一般的な国庁より広大です。大溝の内部の様子はほとんどわかりませんが、南北17m以上の長い建物があったようです。

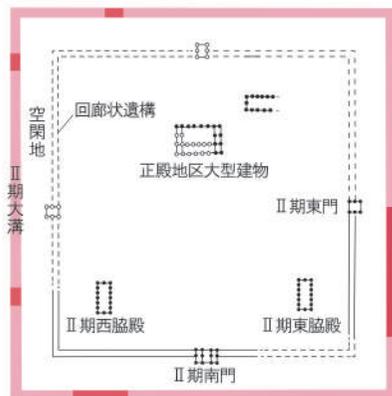
II期 大溝を埋めて掘りなおすという大工事を経て、幅5mの大溝が一辺150mの正方形に囲っていました。大溝の内部も4棟以上の建物、回廊状遺構、巨大な南門など充実し、出土遺物もこの時期のものが多数を占めます。役所としての最盛期です。

III期 回廊状遺構が解体され、板塀のような簡素な遮蔽施設に変更されました。南門も小ぶりに建てかえられています。この段階に役所としての主な機能が別の場所に移ったとも考えられます。

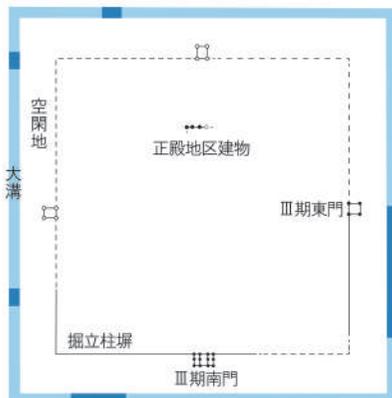
8世紀中頃以降は遺物が急減するため、完全に役所として使われなくなったようです。その後、現代まで古代の役所特有の四角形の土地区画が残りました。また史跡名の一部でもある小字「長者原」は、長者（富豪）がいた土地という意味ですが、大きな建物があったことを語り伝えた地名のようで、他地域でも「長者」のつく土地で古代の役所の遺跡がみつかっています。福原長者原官衙遺跡のことを記した文献史料はありませんが、土地区画と地名によって1200年前の役所の記憶が伝えられてきたと言えるでしょう。



I期 西暦 680～700年頃



II期 西暦 701～725年頃



III期 西暦 726～750年頃

福原長者原官衙遺跡周辺マップ



お問合せ

行橋市教育委員会 文化課

〒824-8601 福岡県行橋市中央1丁目1番1号
TEL 0930-25-1111 FAX 0930-25-1582

2017年初版

国指定史跡

Historic Site designated by the national government

福原長者原官衙遺跡

Fukubaru-Chojabaru Government Office Site



南門と回廊状遺構 九州歴史資料館 提供

史跡の概要

- [指定種別] 国史跡
- [指定面積] 24,293.34 m²
- [所在地] 福岡県行橋市南泉一丁目142番3ほか
- [指定年月日] 平成29年10月13日

行橋市教育委員会

遺跡の特徴

福原長者原官衙遺跡は、東九州自動車道建設にともなう発掘調査で明らかになった飛鳥時代の終わりから奈良時代前期にかけての遺跡です。

史跡名称の「官衙」は役所という意味です。地方の役所には、国を治める国庁、郡の役所である郡衙などがありますが、福原長者原官衙遺跡にはそのどちらにもあてはまらない3つの特徴があります。

①古い!

遺跡から、硯として使ったうつわの蓋がみつかりました。硯は文書を扱う役所だったことを示し、形の特徴からこの遺跡が7世紀末頃(飛鳥時代)であることがわかりました。この時期は古代の日本が中国の法律(律令)を導入し、「律令国家」に生まれ変わる変革期で、全国が「豊前国」、「筑後国」といった約60の「国」に分けられた、地方にとっても大きな変化の時代でした。

②広い!

この役所の敷地は外側の大溝まで含めると東西128m、南北135m以上という広さで、8世紀に入るとさらに一辺150mの正方形に拡張されます。他の地域の国庁は一辺70mから100mであることが一般的であり、福原長者原官衙遺跡が格段に大きな役所だったことがわかります。この大きさは、九州の国々を統轄していた大宰府政庁に迫る規模です。

③立派!

この役所は建物が建っている空間を、内側から順に遮蔽施設(回廊状遺構)、幅11mの空き地(空閑地)、大溝が囲んでいます。役所の正門にあたる南門は、幅9mもある大きなもので、柱の痕跡の太さから、高さもあったことが推測されます。

あえて広い空閑地を作ったのは、役所を立派に見せる工夫だと考えられますが、当時の皇居である藤原宮を模したと考えられる構造で、当時最高の格式のデザインが採用されました。

以上の3つの特徴から福原長者原官衙遺跡について、全国に国庁が整備されていく時代の「初期の国庁」、「国庁より大きい権限を持った役所」などの説が提示されました。古代律令国家が成立しようとする時期の地方統治のあり方を研究するのに非常に重要な遺跡です。



▲豊前国図

豊前国は8郡からなっていました。福原長者原官衙遺跡は仲津郡に位置します。

遺跡復元図(Ⅱ期)

大型建物

古代の役所の建物は、儀式的舞台となる広場を囲むように計画的に配置されています。福原長者原官衙遺跡では広場の北側に最も大きい建物があり、役所の中心施設である「正殿」だと考えられています。

脇殿

広場の東西には対称に「脇殿」が建ち、ここで事務が行われていたと考えられます。建物はすべて地面に穴を掘って柱をたてる掘立柱建物で、瓦がほとんど出土しないことから、屋根は板葺きや檜皮葺きだと考えられます。

回廊状遺構

Ⅱ期の段階につくられた遮蔽施設です。役所の内外を区別し、外部からの進入を防ぐとともに、施設の権威を高める効果があったと考えられます。発掘調査で2列の柱が一辺約130mの正方形に立てられていたことがわかりましたが、地上の構造が回廊(屋根つきの廊下)だったか、控え柱で裏側から支える板塀だったかはわかりません(図では回廊として復元しています)。



大溝

最も外側をめぐる大溝は幅が5mもあり、福原長者原官衙遺跡が軍事施設としての役割を持っていた可能性も指摘されています。

東門

東門は四脚門で、通路幅も2.4mと南門に比べ小ぶりな門です。

西門と北門は調査範囲外で、まだみつかっていません。

空閑地

回廊状遺構と大溝の間の空閑地は当時の皇居である藤原宮を模して設けたものとみられますが、全国でも3ヶ所にしかみられない特殊な構造です。役所の敷地を外部と区別し、立派に見せる効果があったと考えられます。

南門

役所の正門にあたる南門は、本柱の前後に8本の控え柱が並ぶ八脚門という格式の高い構造でした。建物は幅9m、中央の通路幅も3m以上と大きく、柱の痕跡の太さから高さもある立派な門だったようです。



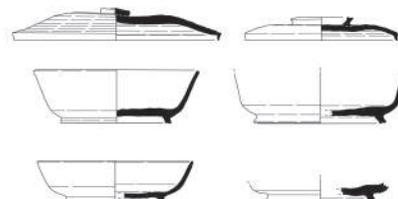
▲遺跡の推定範囲(Ⅱ期)

※南門広場以外は私有地です。立入らないようお願いします。

出土遺物

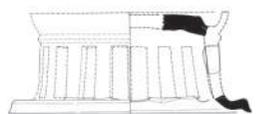
量は多くありませんが、これまでの調査で7世紀末から8世紀中頃の須恵器や土師器、少量の瓦、文書による業務が行われていたことを示す硯、金属加工を行っていたことを示す遺物などが出土しました。

須恵器



製塩土器
塩を焼き固めて運ぶための土器

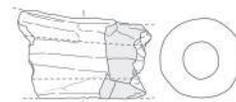
取り瓶
溶かした金属を入れたうつわ



円面硯
硯は役人のような識字層がいたことを示す。



転用硯
うつわの蓋を硯として使ったもの。墨をすった痕跡がある。形が7世紀末の特徴を示す。



羽口
金属加工時に火力を強めるための土製の送风管